

令和2年1月

会社を潰す社長の財務・勘違い

新年明けましておめでとうございます。今年も私が伝えたいことを「きたない字シリーズ」として書かせてもらいます。平成14年から始めて今年で19年目です。皆様に感謝です。

今月号のタイトルは去年の11月18日に出版した私の7冊目の本のタイトルです。この本は日経トッピリーダーといふ月刊誌で「古田土満の高収益体質エクササイズ」というコーナーがありまして去年の12月号で40回連載しています。この連載を大幅に加筆して1冊の本にまとめたものです。社長の勘違い40個を伝えたと思ってます。ただしここに書いたことは財務以外は私の考え方です。これに賛同できないうちは自分の考えを買ひて下さい。勘違いがどうかは現実が証明してくれます。この本に書いたことは古田土会計グリードが実践して成果を出したことです。私は社員勉強会で月次決算書のB/S, P/L, キャンペーン計算書(%)、資金別B/S、経営計画書について何度も説明してきました。(しかし社員はどうも理解しているようには思えません。例えば「振込予数料はお金をもうほうへ負担するのではなく支払うほうへ負担するものですが教科文書まで用意してお客様に指導するように指示しましたが、税務調査時に元帳をチェックすると振込予数料を差し引かれた入金が何時もあるので社長に質問すると開いていながらという返答でした。全てのお客様に伝えるためには本にして文章化すればうちの社員は本を何回も読み、本と共に見ながら説明できるのでお客様に伝わります。(社長の勘違いとの24) 古田土会計グリードのお客様にはプレゼントをセミナー付きで販売します。この本は絶対中小企業の経営に役立つものと確信しています。お客様は絶対読んで下さい。わからぬ点があれば、うちの社員又は私に質問して下さい。また会計事務所がお客様にB/S, P/L, CFの説明をするときの参考書になるので同業の方にも読んでもらえばと思って、会計事務所支援塾の会員の方にも進呈しました。

先日の税務調査で調査官から事前確定届出給与による役員賞与に付けてほとんど会計事務所さんは販管費タクシーや管理費に計上しているのに何故古田土会計さんは特別損失に計上しているのかと質問を受けました。私は調査官に次のように説明しました。役員賞与は配当と同じ株主総会の利益処分項目でした、そして損金算入できないのでほとんどどの役員には役員賞与が支払われませんでした。税制改正により事前に役員賞与の支払日と金額を税務署に届出すれば損金算入できるようになります。役員賞与の本質は利益処分なのです。だから表示する場所は販管費ではなく特別損失の部に計上するのです。また特別損失の部に計上すれば役員賞与の額だけ営業利益と経常利益が多くなります。銀行さんの会社の格付け上がり金利が低くなったり、借金しやすくなります。販管費に計上している会計事務所さんはこのよな本質を勉強していないから、銀行さんの格付けも気づかていなっています。また多くの経営者が勘違いしていることに預金は月商の3ヶ月とか、借入金は月商の6ヶ月とかいうことを言つ人がいます。これは全々違います。月商とはP/Lです、預金・借入金はB/Sです。正しくは月商ではなくB/Sの支拂金です。支拂金は会社により回収条件が違います。月商(P/L)といふ基準では測れません。また借入金の限度額も回収条件、支払条件、担保資産の額、また土地・建物を貸借しているのが自社所有しているのか等によって、会社ごとに違います。それをどうして月商(P/L)で測れるのでしょうか。会計財務を知らないと勘違いにより会社を潰すことになります。是非私の本を読んで財務に強くなつて下さい。(社長の勘違いとの7.17)

古田土 満

2月の相談日 2月29日(土) 3月の相談日 3月28日(土)